

事前協議 1 関係課別必要添付図書一覧表（申出書正本に建設指導課で指導した本一覧表を添付してください）

担当課名	建設指導	建設管理	下水道整備	上水道工務	環境保全	廃棄物対策	郷土文化	消防警備	都市計画	高架事業・道路整備	総務管財	農林水産		学校管理	水とみどり	市街地整備	産業政策		観光	企画	自治振興	市民	
												農業委員会	整備調整				商工振興	港湾振興					
担当名	開発調整	道路管理	維持	計画調整	事業所指導	ゴミ置場	文化財	警備計画	都市計画	高架・街路	管財	別館	別館	管理	管理維持	交通政策	別館	別館	別館	別館	別館	自治振興	住居表示
番号	場所 添付図書	別館 2F	第二別館 2F	別館 3F	別館 1F	環境 事務所	環境 事務所	旧館 B1	消防本部	別館 2F	第二別館 3F	旧館 2F	別館 3F	別館 3F	旧館 3F	第二別館 3F	別館 4F	別館 4F	別館 4F	別館 4F	別館 2F	新館 2F	新館 1F
1	委任状	正副 〇〇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	付近見取図	〇〇	〇〇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	地籍図（公図）	〇〇	〇〇	○	○										○								○
4	地積測量図 又は求積図	〇〇	〇〇	○	○					仮換地 通知書 写し① 正・副・副	○	○	○	○	○								○
5	公共施設求積図	〇〇	〇〇	○			○								① ④								
6	土地の登記事項証明書	〇〇			○				②	○	○	○							○			○	○
7	現況図	〇〇	現況道路 〇〇 横断図	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	土地利用計画図 （配置図）	〇〇	〇〇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①公園（緑地）平面 ②③緑化平面 ④	○	○	○	○	○	○	○	○
9	造成計画平面図	〇〇	〇〇	○	○	○	○	○	①				○	○	○				○				
10	〃 断面図	〇〇	〇〇	○	○	○	○	○	①				○		○				○				
11	道路計画縦断図	〇〇	〇〇						①						③ ④	○							
12	〃 標準断面図	〇〇	〇〇						①						③ ④	○							
13	排水計画平面図	〇〇	〇〇	○	○	○	○	○	①				○		① ④	○							
14	〃 縦断図	〇〇	〇〇	○					①				○		④	○							
15	〃 標準断面図	〇〇	〇〇	○				○	①				○		④	○							
16	〃 構造図	〇〇	〇〇	○					①				○		④	○							
17	流末水路構造図	〇〇	〇〇	○					①				○		④	○							
18	給水計画平面図	〇〇	〇〇		○				①				○		① ④								
19	消防水利図	〇〇			○				①				○										
20	建物平面図	〇〇	〇〇 一階のみ	○	○	○	○	○	○	○	○				○	② ③	○	店舗 ○ 詳細		○	○		
21	〃 立面図	〇〇			○	○	○	○	○	○	○				② ③	○	○			○	○		
22	〃 断面図	〇〇			○	○		矩計図 ○ （基礎）	○	○	○				② ③								
23	工場危険物調書	〇〇				○																	
24	公共公益施設 詳細図	〇〇	道路構造 中心後退				ゴミ集 積所		消火栓 空地等						①公園詳細（各構 造物詳細含む） ④								
25	緑地等計画書 誓約書	〇〇													①（自主管理と なる緑地等の 場合のみ）								
26	その他	〇〇		流量計算書 排水流域図																			

* 《道路中心後退》

整備計画を関係課と協議のうえ詳細図を作成して下さい。

* 《電波障害調査対象建築物》

岸和田市放送電波受信障害の防止に関する指導要綱第2条に該当する建築物は、次の書類が必要です。

- ・テレビ電波受信障害調査報告書、建築計画書、誓約書、

* 《都市計画課》

下記の番号に該当する場合には添付必要

- ① 土地区画整理事業区域内
- ② 生産緑地地区内（制限解除のみの場合は添付必要）

* 水とみどり課

下記の番号に該当する場合には添付必要

- ① 術基準2、技術基準3（管理担当）
- ② 大阪府自然環境保全条例（管理担当）
- ③ 大阪府風致地区条例（管理担当）
- ④ 開発区域内に都市計画公園が含まれる場合（維持担当）

事前協議の添付図書

1. 【施行規則第2条第1項第1号から第6号に該当するもの】

事前協議1（様式第1号）から申し出し、協議完了後に事前協議2（様式第2号）の申出が必要となります。

事前協議1は、正本・副本及び市が事前協議1関係課別必要添付図書一覧表により指示する部数を提出して下さい。受付後、市担当者が関係課へ配布します。

関係各課との協議が完了後、副本を返却しますので、指導内容を整理のうえ手続きをして下さい。

2. 【施行規則第2条第2項に該当するもの】

事前協議1申出は不要のため、事前協議2から申し出できます。

事前協議2は、2部（正本・副本）提出して下さい。印の図面は不要です。ただし、宅造規制区域内は9・10が必要です。

受付後、担当者が指示する関係各課との協議が完了後、建設指導課開発調整担当へ返却して下さい。必要な物件については現地調査を行い、全ての協議が成立すれば調査報告書を交付しますので確認申請書に添付のうえ申請して下さい。

番号	図 書	説 明
1	委 任 状	様式は定めていない。(委任を受けるものの住所・氏名・電話番号を記入し捺印して下さい。)
2	付 近 見 取 図	1/2500の地形図(市役所建設指導課で販売)
3	公 図 の 写 し	法務局備え付けの公図の写し。(開発区域、水路・里道を着色すること。)
4	地 積 測 量 図	法務局備え付けの地積測量図の写し、又は開発区域丈量図。(求積図)
5	公 共 施 設 求 積 図	各公共施設求積図(道路・公園・ごみ集積所等)
6	土地の登記事項証明書	法務局発行3ヶ月以内のもの。事前協議2については、登記事項要約書に代えることができる。ただし、発行日及び代理者氏名を記入、押印のこと。
7	現 況 図	開発区域周辺を含み地形・地物を詳細に測量し、地番、道路の種類、名称、幅員、横断図(1道路につき2ヶ所以上)、公共施設の位置、形状、名称を表示して下さい。
8	土 地 利 用 計 画 図	(配置図)・予定建築物及び用途、規模。公共公益施設の位置、形状、名称、道路の種類、名称、幅員を表示して下さい。
9	造 成 計 画 平 面 図	擁壁の位置、形状、現況高、宅地の計画高等〔切土(黄)・盛土(赤)を着色の事。〕
10	造 成 計 画 断 面 図	境界工の詳細(擁壁等の形状、隣接地との高低差、開発区域の境界等)を表示して下さい。
11	道 路 計 画 縦 断 面 図	開発区域内に新たに道路を築造する場合(道路位置指定・都市計画法第29条道路)、又は既設道路を改修し開発を行う場合に必要で、既設道路との取り付け部を含み作成して下さい。
12	道 路 標 準 断 面 図	道路標準断面図には、給排水施設の位置及び深さ、道路施設の標準断面を表示して下さい。
13	排 水 計 画 平 面 図	排水施設の位置、形状、流水方向、名称。(処理区域内・浄化槽設置の場合は、敷地内排水計画を含み放流先まで。その他の場合は、敷地内最終柵より放流先まで。)放流先の名称。
14	排 水 計 画 断 面 図	11、12に準じる。(道路計画縦断面図、道路標準断面図にまとめてもよい。)
15	排 水 計 画 標 準 断 面 図	
16	排 水 計 画 構 造 図	排水施設詳細図。(人孔・雨水柵・汚水柵・開渠・暗渠等)
17	流 末 水 路 構 造 図	放流される水路・河川等の形状。放流口の排水施設の高さ。
18	給 水 計 画 平 面 図	敷地内メーターより既設本管までを表示し管径を記入して下さい。 消火栓、防火水槽の位置を表示して下さい。(13にまとめてもよい。)
19	消 防 水 利 図	消火栓、防火水槽(18にまとめてもよい。)、消防活動用空地を表示して下さい。(8にまとめてもよい。)
20	建 物 平 面 図	各階平面図及び室の用途、店舗の種類等を表示して下さい。
21	建 物 立 面 図	2面以上作成して下さい。(景観条例第16条に規定する大規模建築物等の届出が必要な建築物については、色彩表示(マンセル表色系)を明記。)
22	建 物 断 面 図	各階の高さ、軒の高さ、最高の高さ、その他の寸法を表示して下さい。 埋蔵文化財包蔵地内については、基礎部の矩計図が必要です。(正・副・郷土文化室提出分)
23	工 場 危 険 物 調 書	工場及び危険物の貯蔵、処理に関するもの。確認申請用の調書(写し)を使用し、正・副・環境保全課用に添付して下さい。
24	公 共 公 益 施 設	各公共公益施設詳細図。技術基準に基づき作成して下さい。
25	緑 地 等 計 画 書	技術基準第7条第3項に該当する場合は、位置図(1/2500)、緑地等の求積図、植栽図、緑地等の区域界の構造物の断面図、施設図等を添付して下さい。
26	そ の 他	流量計算書、排水流域図、建物求積表など、市長が必要と認める書類。

*各平面図には、方位、開発区域境界(現況図、土地利用計画図は朱線)を表示して下さい。

注：関係課別の図書は、事前協議1関係課別必要添付図書一覧表により作成して下さい。